

事業名：国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業

令和6年7月3日に公表した実施方針等に関する
質問・意見に対する回答

令和6年7月19日

国土交通省 北海道開発局 小樽開発建設部

国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	イ、工事業務 b、整備施設の所有権移転業務とありますが、ロードヒーティング等のことでしょうか？ 具体的にどのような内容かご教授願います。	ロードヒーティングは含みません。整備施設とは、イ、工事業務 a、整備工事業務において整備した電線共同溝(管路部・特殊部・横断部)、車道、歩道、道路附属物になります。
2	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	歩道(舗装)、車道(舗装)の調査・設計業務につきまして事業対象の範囲外となっておりますが、工事及び工事管理業務の業務範囲につきましては、掘削部分の本復旧との認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
3	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の概要	③ 調査・設計業務に、歩道・車道の設計が無く、工事業務には含まれていますが、電線共同溝の施工範囲のみを本復旧するという認識で間違いはないでしょうか。 P.31の「別紙3」図には、歩道・車道前面打換えのように表記されていますが、別途設計がある又は現況復旧のため清算対応ということでしょうか。	電線共同溝の施工範囲のみを本復旧します。 本事業において、歩道・車道の全面打換えの予定はありません。
4	実施方針	3	第1	1	(5)	特定事業の概要	③ 調査・設計業務に、歩道・車道の設計が無く、P.31の「別紙3」図には、歩道部でバリアフリー実施済みとありますが、重点整備区間で歩道勾配や舗装種別が「道路の移動等円滑化に関するガイドライン」と異なっていた場合でも現況復旧でよろしいでしょうか。	よろしいです。
5	実施方針	3	第1	1	(5)	③特定事業の対象範囲	工事業務内にて、歩道(舗装)、車道(舗装)に○印があり、別紙3には舗装図に着色してありますが、歩車道を全て打ち替えまたはオーバーレイを計画している事ですかご教授願います。	質問No.3の回答に同じです。
6	実施方針	4	第1	1	(8)	事業スケジュール	事業契約の開始(令和7年3月末)から開始施設の完成・引渡し(令和16年3月末)までが9年間で設定されておりますが、従来方式での整備期間は何年を想定されておりますでしょうか。	従来方式の整備期間も9年間を想定しています。
7	実施方針	4	第1	1	(8)	事業スケジュール	事業契約の開始(令和7年3月末)から開始施設の完成・引渡し(令和16年3月末)までが9年間で設定されておりますが、設計業務、工事業務の工期短縮が図られた場合については、国への引渡日を前倒しすることは可能でしょうか。	令和16年3月31日以前に完成・引渡しを行う場合、小樽開発建設部と協議の上、決定します。
8	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	①整備業務に係る対価について、「国への所有権移転後、令和16年度から令和30年度末までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、完成・引渡しが進んだ場合に限らず、支払期間を短縮することは可能でしょうか。	支払期間の短縮はできません。(9)事業者への支払に示すとおりです。
9	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	②維持管理企業に係る対価について、引渡し日が1年以上前倒しになった場合、本対価の支払期間も前倒しになるという理解でよろしいでしょうか。	質問No.7の回答に同じです。
10	実施方針	8	第2	3	(2)	審査の内容	ワーク・ライフバランス等推進の実施については、関連法令に基づいた企業認定の有無の認識でよろしいでしょうか。(女性活躍推進法、次世代法、若者雇用促進法)	よろしいです。

国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
11	実施方針	14	第2	5	(3)	調査・設計企業の参加資格要件 【測量企業の要件】	ウ 北海道開発局発注業務の「測量(旧航空測量含む。)業務」の平均業務評定点算出に該当する業務は、設計業務に含まれる測量業務を含んでいる認識でよろしいでしょうか。	含みません。
12	実施方針	18	第2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	②「平成26年4月1日以降に下記の条件を満足する工事の工事監督を支援、又は、自ら工事監督を行った実績を有すること。」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。 または、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事を工事監督する業務も「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	前段、後段ともご理解のとおりです。
13	実施方針	20	第3	2	(3)	業務の履行の検査等	①本施設の完成検査には、「調査設計業務」「工事業務」「工事監理業務」「維持業務」の各業務の引き渡し時に検査を行うという理解でよろしいでしょうか。	本施設の完成検査は、工事業務に関して完成・引渡時に検査を行います。詳細は、要求水準書(案)P28の(11)完成検査及び完成(引渡)検査をご確認ください。なお、本施設の完成検査には、「維持管理業務」は含まれません。
14	実施方針	21	第4	2		本施設の計画に関する事項	本施設には電線共同溝(管路部・特殊部・横断部)、車道、歩道、道路附属物で構成され、とありますが、道路附属物の中には、車歩道縁石・境界縁石・防護柵・縦断管・点字ブロック・ロードヒーティング・導水柵・植樹が含まれるという判断でよろしいでしょうか。	本事業の詳細設計において決定します。
15	実施方針	31、32	別紙3、4			ア 調査・設計業務・イ 工事業務・ウ 工事監理業務の対象範囲、エ 維持管理業務の対象範囲	図示内に※バリアフリー実施済みとありますが、現地には未実施の箇所があるように思いますが、全路線で実施済みという理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
16	実施方針	34	別紙5		番号16	リスク分担表	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(遡及されない)との理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
17	実施方針	35	別紙5		番号26	リスク分担表	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
18	実施方針	36	別紙5		番号42	リスク分担表	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引き渡しは行いません。入線を行うための部分使用を想定しています。

国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	13	第2	1	(11)	公開成果品の作成	公開成果品作成は、調査・設計完了時に1回作成という認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
2	要求水準書(案)	16	第2	2	(2)	業務内容	1)測量内容に2級基準点と4級基準点測量がありますが、現地には3級基準点が数か所あります、3級基準点の確認、評価の必要があると思いますがどうでしょうか。	国土地理院からの公共測量実施計画書の助言を受けてから小樽開発建設部と協議して決定します。
3	要求水準書(案)	16	第2	2	(2)	2)地下埋設物の調査	試掘調査、埋設物探査は、当初発注には含まれず、設計業務対応の後、必要性が確認された後に設計変更対象ということではよろしいでしょうか。 また、設計変更の場合、設計変更規模の制約条件等発生するのでしょうか。	設計変更の対象でよろしいです。なお、制約条件は小樽開発建設部と協議の上決定します。
4	要求水準書(案)	16	第2	2	(2)	2)地下埋設物の調査	当初入札時には、試掘調査を計上して無いという事でいいでしょうか。	よろしいです。
5	要求水準書(案)	20	第2	3	(11)	家屋調査、振動調査、騒音調査	事業損失調査は、当初発注には含まれず、設計業務対応の後、必要性が確認された後に設計変更対象ということではよろしいでしょうか。 また、設計変更の場合、設計変更規模の制約条件等発生するのでしょうか。	設計変更の対象でよろしいです。なお、制約条件は小樽開発建設部と協議の上決定します。
6	要求水準書(案)	20	第2	3	(13)	事務手続き資料の作成・整理	事務手続き書類のうち、付帯工事調書を作成し、事業者への確認・調整を行うことでよろしいでしょうか。	よろしいです。
7	要求水準書(案)	22	第3	1	(4)	工事期間	2)小樽開発建設部の路上工事抑制日には3月は全日程で抑制されておりますが、その理由についてご教授願えないでしょうか。	過去の交通量の変動及び土日祝祭日から判断し、年度末は繁忙期として、3月の全日程を抑制期間としています。
8	要求水準書(案)	23	第3	1	(6)	公害防止に関する事項	深夜時間帯のブレーカー作業・舗装切断作業の抑制とありますが、 ・埋設物探査では探知できない深度で構造物があった場合については、協議を実施し設計変更対象となりますでしょうか。	設計変更の対象については、小樽開発建設部と協議の上決定します。
9	要求水準書(案)	23	第3	1	(6)	公害防止に関する事項	・車線規制を伴わない歩道上の舗装切断等については、地先状況を考慮、協議により昼間施工は可能という認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
10	要求水準書(案)	25	第3	1	(7)	安全対策に関する事項 2)	工事掘削区域内に3級基準点がありますが、国土地理院との協議は未了という理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
11	要求水準書(案)	25	第3	1	(7)	安全対策に関する事項 2)	各ロードヒーティングについても協議は未了という判断でよろしいでしょうか。	よろしいです。
12	要求水準書(案)	26	第3	1	(10)	追加特記事項	10)、13)、19)、22)について「変更する場合があるので小樽開発建設部と協議すること。」と記載されておりますが、協議により変更になった内容につきましては設計変更対象という認識でよろしいでしょうか。	よろしいです。
13	要求水準書(案)	57	第5	4	(3)	要求水準	1)協議・調整について、「・・・事業者が行う管路利用の管理とは、入線事業者の台帳閲覧申請・電線共同溝の入溝に関する事務」には、鍵の貸出しは含まれていない理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。

国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業 実施方針に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	4	第1	1	(9)	事業者への支払	①整備業務に係る対価について、「国への所有権移転後、令和16年度から令和30年度までの間、事業契約書に定める額を割賦方式により支払う。」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非に高くなります。また、発注者も割賦払い期間が長期にわたることで割賦手数料総額が増加することから、割賦払い期間は施設整備期間と同期間を要望します。同期間とする理由は、PFI事業の目的の一つである「行政予算の平準化」は設置整備期間内での平準化でも果たせるためです。	ご意見として承りますが、本事業の条件については実施方針に記載のとおりとします。
2	実施方針	23	第6	2	(1)	事業者の帰責事由により事業の継続が困難となった場合	小樽開発建設部が賠償請求される(2)②の方には、「なお、請求する損害賠償の内容及び金額については、小樽開発建設部と事業者が協議して定めるものとする」とありますが、(1)③では「小樽開発建設部は事業者に対して損害賠償の請求等を行うことができる」とあります。小樽開発建設部が賠償請求する(1)③にも、「協議して定めるものとする」と記載するよう検討をお願い致します。	実施方針に記載のとおりとします。詳細は、入札公告時に示します。
3	実施方針	33	別紙5		番号5、6	リスク分担表	「事業契約締結後、特定の時期(施設の完成引渡日以前)に金利を入札時のものから改訂し、確定することを予定している」とありますが、本事業のように事業期間が長期に亘るPFI事業では、金利変動リスクが非常に高くなります。15年後の金利は予測不可能であり、金利の確定日以降の大幅な変動によって、発注者又は事業者に損得が発生する可能性があります。金利の適正支払いのために、維持管理期間の途中段階でも大幅な金利変動があった場合は、金利の見直しを行うようご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
4	実施方針	33	別紙5		番号5、6	リスク分担表	他の電線共同溝PFI事業におけるの基準金利は国債金利を採用していますが、事業者がSPCを設立し資金調達した場合、利率が国債金利の2～3倍程度と大きく乖離しております。基準金利を民間金融機関で採用されている一般的な金利として頂くようご検討をお願い致します。	ご意見として承ります。
5	実施方針	33	別紙5		番号11	リスク分担表	「ただし、事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする」とありますが、契約を解除されたことに伴う事業者が被る損失の補填について、国と事業者が協議できるようにすべきではないでしょうか。	法令変更に起因する契約解除については、リスク分担表の「番号59」に記載のとおりです。
6	実施方針	33	別紙5		番号12	リスク分担表	「上記以外の法令変更又は新設による増加費用」と記載がありますが、事業者側で法令変更をコントロールすることはできないため、不可抗力の位置づけになると考えます。増加費用については、設計変更協議の対象としていただきますようお願い致します。	当該事案が「リスク分担表「番号11」または「番号12」のいずれかに該当する場合は、個々に判断する予定です。
7	実施方針	35	別紙5		番号20、21	リスク分担表	「住民運動に関するリスク」において、本事業に関する住民等への事前説明状況についてご教示をお願い致します。	住民等への事前説明は行っておりません。
8	実施方針	35	別紙5		番号21	リスク分担表	「施工及び管理に関する住民の反対運動への対応及びそれに起因する事業期間の変更、契約解除等に伴う追加費用」については事業者にのみ「○」が記載されておりますが、仕様通りに施工した場合にも不可効力的な住民反対運動が起こる可能性があるため、国側にも「○」を記載し、協議の対象とするようお願い致します。	ご意見として承ります。
9	実施方針	35	別紙5		番号28	リスク分担表	設計図書の不備による増加費用又は損害については、参考資料であっても国負担を要望します。	詳細設計は本事業において行うため、リスク分担表に記載のとおりとします。
10	実施方針	36、37	別紙5			リスク分担表	番号41以降のリスク内容について一致していないと思われるので、確認願います。	訂正版を公開しましたので、ご確認ください。P35～P37を変更しています。

国道5号小樽花園第二電線共同溝PFI事業 要求水準書(案)に関する意見に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	要求水準書(案)	19	第2	3	(7)	地下占有者との調整協議	＜対象事業者(想定)＞にエヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社を追加していただきたい。	占有事業者を対象として記載しています。
2	要求水準書(案)	25	第3	1	(7)	安全対策に関する事項	2)の管理者に東日本電信電話株式会社を追加していただきたい。	入札公告時に追加します。